

広島県教育委員会規則第十一号

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年十二月二十二日

広島県教育委員会

委員長 天野 肇

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則

広島県立高等学校学則（昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一広島県立総合技術高等学校の項中「三原市本郷町」を「三原市本郷南五丁目」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。